

岐阜圏域消防団員確保推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県危機管理部危機管理政策課岐阜地域防災係が所管する市町における消防団員確保推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 消防団や消防団員確保に関する現状の把握及びこれを踏まえた課題の抽出に関すること。
- 二 前号の課題の解決に向けた事業の計画及び実施に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号により構成する。

- 一 岐阜県危機管理部危機管理政策課岐阜地域防災係
- 二 管内市町消防団事務担当部局
- 三 羽島郡広域連合消防本部
- 四 管内消防団

2 岐阜県岐阜地域危機管理監を会長とする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じ、又は、構成員の求めに応じて招集する。

- 2 会議の出席者は、当日の議題に応じて、構成員の一部のみとすることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議をオンラインによる開催や書面による開催とすることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、岐阜県危機管理部危機管理政策課岐阜地域防災係において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、軽微な事項を除き、協議会の構成員と協議した上で、会長が決定する。

附 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。